

継続利用に必要な書類

(保育所・こども園保育認定)

提出は、必ず受付期間内に！！

★ 受付期間→令和5年10月16日(月)～10月20日(金)の5日間

公立	高田こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
	土庫こども園	
	片塩・浮孔保育所	
私立	天満・みどり・磐園・高田西保育所	午前8時30分から午後6時00分まで
	つぼみ認定こども園	午前8時30分から午後7時00分まで
	よのもと保育園	午前9時30分から午後5時00分まで ※10月20日については午前9時30分から正午まで
	三倉堂保育園	午前8時30分から午後6時00分まで
	かなえ保育園	午前9時00分から午後4時00分まで
	トナリのかなえ保育園	午前9時00分から午後4時00分まで

★期間内に書類を完備し、提出してください。

【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> → 現在利用中の施設へ書類を完備して提出してください。

教育・保育給付認定に係る現況届 兼 継続利用確認書

保育理由証明書〔児童の保護者が提出〕

保護者等の区分	保育理由証明書	父	母	祖父	祖母	その他
会社等に勤務している人又は勤務予定の人	A 就労及び内定証明書					
内職をしている人	A 就労及び内定証明書					
自営業又は家族従事者の人	B 自営業申立書					
会社の経営者又は代表者	B 自営業申立書					
出産(予定)の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
障がいのある人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
病気療養中の人	D 傷病・心身障害・出産証明書					
職業訓練学校等へ通学の人	E 就学証明書					
同居親族等の看護(介護)の人	F 看護【介護】証明書					
求職中の人	G 就労予定申立書					
災害復旧の人等	H 保育に係る申立書					

<該当する人のみの提出書類>

診断書または意見書 (保育士加配対応のため、こども家庭相談センター又はリハビリセンター等の直近の診断書が必要)

(特別)児童扶養手当証書のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)

保育料等算定に係る事項の申出書 (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等)

障害者手帳のコピー (収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため)

在園証明書 (兄姉が幼稚園に在園している場合、保育料等が減額となる場合があるため)

生活保護受給証明書 (保育料等が減額となる場合があるため、大和高田市役所保護課の直近の証明が必要)

令和5年度市町村民税課税(非課税)証明書(市で令和5年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ。提出済みの場合は不要)